

第4期小田原市教育振興基本計画 (素案)

小田原市教育委員会

令和4年8月

目 次

I	計画の策定にあたって	…	1
	1 計画策定の趣旨		
	2 計画の範囲		
	3 計画の対象期間		
	4 計画の位置付け		
II	策定の背景	…	2
	1 社会状況の変化		
	2 教育をめぐる現状と課題		
III	基本目標	…	9
	1 一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばす自分づくり		
	2 地域ぐるみで取り組む教育環境づくり		
	3 多様性を認め、生かしていく教育のまちづくり		
	4 生涯学び、活躍する社会を築く環境づくり		
IV	小田原市の教育が目指す姿と方向性	…	11
V	基本姿勢	…	14
VI	計画体系図	…	15
VII	施策の展開		
	1 社会教育	…	16
	2 家庭教育支援	…	22
	3 幼児教育・保育	…	25
	4 学校教育・地域とともにある学校	…	27
	5 学びの環境整備	…	39
VIII	計画の推進にあたって	…	42
	1 進行管理		
	2 成果指標		

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成 18 年 12 月に教育基本法が改正され、国では、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、平成 20 年 7 月に教育振興基本計画を策定しました。また、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参考にして地域の実情に応じた教育振興基本計画を策定することになりました。

本市では、平成 15 年に策定した小田原市学校教育推進計画「おだわらっこ教育プラン」の成果等を踏まえ、第 2 期の「小田原市学校教育振興基本計画」を平成 25 年に策定するとともに、平成 28 年に策定した本市の教育の根本となる方針「小田原市教育大綱」を踏まえ、第 3 期の「小田原市学校教育振興基本計画」を平成 30 年に策定してきました。

これまで、本市の教育大綱や学校教育振興基本計画は、子どもの育ちや学校教育に焦点をあててきましたが、人生 100 年時代を見据えた「生涯の学び」という視点がますます重要なものになることから、「小田原市教育大綱」に生涯を通じた学びの視点を加えることとしました。これを受けて、「小田原市教育振興基本計画」は、学校教育に関わる内容だけではなく、生涯にわたる学びまでの幅広い教育振興の計画とします。

加えて、急速に進む少子高齢化、社会のグローバル化や絶え間ない技術革新、さらには新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化など、社会を取り巻く環境変化への対応のほか、国の第 4 期教育振興基本計画の審議の方向性も参考にしながら、令和 5 年度からの 5 年間に取り組む施策を明確にし、教育の一層の推進を図るための新たな「小田原市教育振興基本計画」を策定します。

2 計画の範囲

乳幼児期、学齢期、青壮年期、高齢期の生涯を通じた学びを計画の範囲とします。

3 計画の対象期間

小田原市教育振興基本計画の計画期間は、小田原市教育大綱と合わせ、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とします。

なお、計画策定後の社会状況や教育を取り巻く環境の変化などにより、見直しが必要となった場合には、適宜計画の見直しを行っていくものとします。

4 計画の位置付け

- 教育基本法第 17 条第 2 項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として、小田原市教育大綱と「おだわらっ子の約束」を理念として策定します。
- 国の教育振興基本計画及び「かながわ教育ビジョン」を参酌しながら策定します。
- 第 6 次小田原市総合計画「2030 ロードマップ 1.0」を踏まえた計画とし、関連する計画との連携を図りながら施策を推進します。

Ⅱ 策定の背景

人口減少・少子高齢化、価値観の多様化、グローバル化、デジタル化、気候変動等、量的にも質的にも困難さを増す課題が山積するなか、令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症は、またたく間に世界中に広がり、人の命が脅かされるだけでなく、暮らしや地域経済に深刻な影響を及ぼしています。こうした、急速な社会変容にも的確かつ迅速に対応していくとともに、世界共通の目標である SDGs（持続可能な開発目標）を旗印として、誰一人取り残さない持続可能でより良い社会の実現を目指していくことが求められています。

国の第3期教育振興基本計画においては、教育を通じた「生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化」を教育政策の中心課題とし、人生100年時代・超スマート社会（Society 5.0）の到来といった2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方が示されています。

現在、国では、次期（第4期）教育振興基本計画の策定に向け、特に、超スマート社会（Society 5.0）を念頭に置き、ウェルビーイングの観点も踏まえ、急速な技術革新、人口減少・高齢化の進展などの国内状況の変化、グローバル化やSDGs達成に向けた世界的な取組の進展といった国際環境の変化等を踏まえた今後の教育政策に関する基本的な方針について議論が進められています。

ここでは、前述した基本的な認識を踏まえ、社会状況の変化と教育における現況と課題を整理していきます。

1 社会状況の変化

（1）人生100年時代における生涯を通じた学び

医学の進歩、医療体制の充実、生活水準の向上などにより、平均年齢が著しく伸長し、「人生100年時代」の到来が予測されています。この長い年月を全ての市民がより充実したものとし、賢く楽しく生きがいを持って暮らすためには、生涯を通じた学びにより「生活の質」を高めていくことが大切であり、幼児教育から学校教育、更には社会人の学び直しに至るまで、生涯にわたる学びの重要性が増しています。

国の第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（令和2年9月）では、「充実した人生を送るには、必要な時に必要な学びを通じて成長し、心身の健康を保持しながら活動できることが求められる」とし、地域における多様な学びの機会を充実させていくことや、必要な資質・能力やスキルを更新できる学びの場の重要性に言及しています。

（2）新型コロナウイルスによる社会変容への対応

① ウィズコロナ・ポストコロナ期における学び

新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行は、我が国でも猛威を振るい、全国的な外出自粛の要請や小中学校の臨時休業に伴う学習問題を始め、社会や地域経済等の多方面に大きな影響を及ぼすとともに、新型コロナウイルス感染症は、単に人々の命を危険にさらすだけでなく、ライフスタイルや価値観に変化をもたらしています。

学びの現場では、ソーシャルディスタンスやマスク着用といった感染対策を日常的に取り入

れながら、この感染症とともに生活していくウィズコロナの対応が求められるとともに、ICTも活用しながら、誰一人取り残すことなく最大限に学びを保障していく取組のほか、時間的・空間的な制約を超えた学びなど、ポストコロナ期を見据えた新しい技術を活用した更なる取組が求められています。

なお、国の中央教育審議会の答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（令和3年1月）では、コロナ禍をはじめ社会の急激な変化を踏まえたうえで、2020年代を通じて実現すべき学校教育の姿を、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」とし、その一体的な充実により、「主体的・対話的で深い学び」につなげていくことを描いています。

② 新たな日常の原動力としてのデジタル技術の活用

国では、多様な課題への対応や経済成長に向け、社会経済活動全般のデジタル化を推進し、制度や組織の在り方等をそれに合わせて変革していく、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を新しい日常の原動力として位置付けています。

本市においても、国が定める方針等を踏まえ、デジタル技術を最大限に活用しながら、誰一人取り残さないデジタル化によるまちづくりを推進することで、行政業務の生産性や市民生活の利便性の向上などを図り、持続可能で活力のある豊かな未来社会の実現を目指す方向性を示し、取組を推進しています。

教育現場においても、国のGIGAスクール構想をはじめとした急速なデジタル化への対応が進んでおり、一人ひとりの多様な状況やニーズに対応した取組を進展させ、デジタルの良さを実感できるよう目指していくとともに、実際の活動や体験を通して得られる喜び、リアルな体験を通じた学びの価値も再認識したうえで、「デジタル」と「リアル」の最適なバランスを意識した、教育や学習の在り方について取り組んでいくことが必要となっています。

（3）社会変容に対応した目指す地域社会の姿

① 価値観の多様化と共生社会の構築

現代の成熟社会においては、個人の個性や価値観が尊重され、多様な文化や価値観に触れる機会が増えています。年齢、性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、尊厳のある個人として尊重され、互いにその人らしさを認め合いながら、分け隔てられることなく、共に支え合いながら生きる「共生社会」の構築が求められています。

共生社会の実現に向けては、地域住民や地域の多様な主体が「支える側」「支えられる側」という一方向の関係ではなく、「誰もが支え・支えられるものである」という考え方のもと、地域課題を「自分ごと」として捉え参画し、困難を持つあらゆる人を地域で支えるための仕組みづくりを目指していく必要があります。

② 社会のグローバル化と豊かな地域社会

情報通信技術の進展や交通網の発達などにより、人・モノ・情報が国境や地域を越えて、容易に行き交うようになり、あらゆる分野での世界各国の関わり合いが、より一層密なものにな

り、世界が身近なものに感じられるようになってきています。

本市においては、在住外国人が令和4年3月時点では57か国・2,589人で、平成30年と比較して約1.2倍と増加しており、学校における外国につながる子どもたちへの支援が必要となっています。

こうした社会や経済のグローバル化に伴い、グローバルな視野を持ち、世界で活躍する人材を育成し、多様な文化との相互交流、相互理解を深めつつ共生していくことが求められるとともに、地域社会に目を向け、郷土を愛し、豊かな地域社会の発展に貢献できる人材の育成も求められています。

③ 持続可能な地域社会の実現

SDGsは、多様化する国際課題の解決に対し、持続可能な社会の実現のため平成27年の国連サミットで採択された世界共通の目標であり、2030年を達成年限として17のゴールと169のターゲットで構成されています。これを受け、日本を含む各国においても、誰一人取り残さない持続可能でより良い社会の実現を目指すための取組を推進しています。

令和元年7月に、国の「SDGs未来都市」に選定された本市では、人の力を重視し、現場での実践と学びを循環させる取組や、SDGsの理念に賛同した企業や団体等の「おだわらSDGsパートナー」と協力した取組により、様々な課題解決に取り組んでいます。加えて、令和元年度には、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明し、官民連携により、脱炭素社会の構築に向け取り組んでいます。

教育分野においては、「質の高い教育をみんなに」を達成するため、すべての人々に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進することを目指しています。特に、子どもの貧困が社会問題となる中、経済的格差や学力格差の負の連鎖を断ち切り、あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせるために、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、学びが続けられる環境を整備するとともに、教育の機会均等を推進する取組が求められています。

2 教育をめぐる現状と課題

(1) 人口減少・少子高齢化の進展

日本の総人口は本格的な減少局面を迎え、併せて平均寿命の延伸と団塊の世代の高齢化により、高齢者の割合は急速に増加しています。人口減少や少子高齢化の進展により、経済の縮小や労働力の減少、社会保障費の増加や地域コミュニティの衰退など、社会生活における様々な場面に影響を与えています。

本市の小中学校の児童生徒数の推移を見ても、昭和57年の26,619人をピークに減少を続け、令和4年度は12,792人と40年間で約52%の減、この10年間の推移を見ても約16%減少しており、少子化の傾向が顕著に表れています。また、学区別未就学児集計から推計する5年後の児童生徒数は11,350人で11.3%減となる見込みで、今後も少子化が進行していくことが想定されます。

一方で、65 歳以上の高齢者人口（令和 2 年 10 月 1 日）は 57,050 人で、高齢化率は 30.1% を超えており、今後も増加を続けます。介護保険制度が始まった平成 12 年度では、一人の高齢者に対する 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の割合は 4.1 人でしたが、令和 3 年度では 1.9 人となっています。

こうした状況にあって、人生 100 年時代における生涯を通じた学びや、地域社会を持続可能とする基盤としての小田原ならではの学びを展開することで、小田原の魅力や地域の良さを実感し、このまちに住んで良かった、住み続けたいと感じる、あるいは、国内外の人々が行ってみたい、住んでみたいと感じる小田原の実現に寄与していく必要があります。

（２）社会教育の現状と課題

① 生涯を通じた学びの機会の充実

人生 100 年時代の到来が予測される中、本市においても、生涯学習が果たすべき役割がこれまで以上に大きくなっていくことを認識し、市民、教育機関、県や近隣市町等の行政などとの連携により、課題解決に向けた学びや人材育成のほか、社会的な課題や市民ニーズに対応した多様な学習の機会や情報提供を充実させることにより、だれもが、いつでも、どこでも学ぶことのできる環境を整え、市民が主体となった事業を展開していくことが求められています。

また、身近なところでの学びの充実に向け、地域における生涯学習事業のほか、親睦交流、自治会活動の促進のため、地区公民館の活動や運営支援も重要になっています。

② 学びの環境整備（文化・芸術・スポーツ施設）

文化・芸術・スポーツは、共生社会の理解を深めるうえで大きな役割を果たすことができるとともに、市民一人ひとりが心豊かに暮らせるまちにするためには、文化・芸術・スポーツ活動が継続的に行える拠点や環境が重要になります。

文化・芸術活動の拠点となる小田原三の丸ホールは、令和 3 年にオープンしていますが、その他の文化・スポーツ施設については老朽化が進行しており、施設の利用状況を踏まえた効率的な管理運営と計画的な改修を行いながら、将来を見据えてソフトとハード両面からその在り方について検討していく必要があります。

スポーツ施設のうち、老朽化が著しい御幸の浜プール、台風による冠水被害の影響がある酒匂川スポーツ広場の移転再整備については、その在り方の検討により具体的な方向性を示していく必要があるとともに、博物館や図書館については、デジタル技術を活用しながら、知り・学ぶ機会を充実させていくことが求められています。

③ 小田原ならではの文化によるまちづくり

小田原は、温暖な気候と豊かな自然環境、首都圏へのアクセスに優れた交通利便性のもと、史跡小田原城跡をはじめとする魅力的な歴史的・文化的資源、地場産業やなりわい、市民の豊かな文化活動が融合し、多彩な小田原ならではの文化を育んできました。

文化振興については、小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画を令和 3 年度に策定しており、今後、多様な人々や地域社会が共に文化を創造していく風土を醸成するとともに、

観光、教育、福祉、産業等、様々な分野との連携を進めていく必要があります。

また、社会のグローバル化等により地域固有の文化の価値が高まっており、小田原ならではの文化を、地域における多様な学びの機会に生かしていくとともに、郷土愛を育んでいく取組も求められています。

(3) 家庭・地域の教育力の向上

本市の1世帯あたりの人員は減少が続いており、令和2年度では2.31人となっています。総人口が減少する一方で世帯数は増加しており、単身世帯が増加しています。また、0歳から14歳の年少人口も減少傾向にあり、18歳未満の世帯員がいる三世帯世帯も減少し続けています。

こうした、核家族化や少子化の進行により、子どもたちにとって祖父母の経験からの学びや兄弟姉妹で切磋琢磨する機会は著しく減少しており、日々の生活を通して子どもが基本的な生活習慣や規範意識を身に付ける場である家庭での子育てや教育の在り方について見つめ直す必要があります。

加えて、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域との関わりを持たない暮らし方が増えています。人と人とのつながりの希薄化が懸念される中で、地域行事への積極的な参加や、一緒に遊び、勉強を教えてもらうなどの身近な遊びの場、子どもの居場所等、子どもの育ちを地域が一体となって支えていく、共生社会の実現に向けた取組が求められています。

(4) 幼児教育・保育の質の向上

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担い、小学校以降の生活や学習の基盤をつくる上でも重要なものです。家庭や地域の教育力の低下が指摘される現在、親の子育てに対する考え方・幼児教育に対するニーズの多様化など、幼稚園・保育所における教育・保育の役割も増大しています。

そのため、幼稚園・保育所において、社会性の基礎の習得や基礎体力の向上に向け、幼児一人ひとりの特性に応じた教育・保育の充実とともに、幼児期の教育を小学校の教育へ円滑に接続できるように、家庭や小学校との連携をより一層図りながら、子どもの育ちを支えていき、幼児教育・保育の質の向上に取り組むことが望まれています。

(5) 学校教育の現状と課題

① インクルーシブ教育の推進

本市では、障がいのあるなしに関わらず、子ども一人ひとりに対して、それぞれの教育的ニーズに応じた適切な支援を行うことにより、すべての子どもたちが自らの幸せを実感できるようにするという考えの下、支援教育に取り組んできました。

特別支援学級在籍児童生徒数については、平成24年度から令和3年度までの10年間で2倍以上(233→570人)、直近5年間で約200人増となっており、特別支援学級の障がい種別も多様化しています。また、通常の学級においては、個別の教育的ニーズのある児童生徒に十分対

応できていないため、人的配置が必要となっています。

今後も、教職員等の指導力の向上とともに、校内支援体制の充実を図り、学校と関係諸機関との連携を密にし、これまで以上に幅広い視野にたった専門性や、より迅速で適切な指導・支援が可能な体制を確立していくことが求められています。

② 学力の定着と体力・運動能力の向上

令和3年度全国学力・学習状況調査は、小学校6年生、中学校3年生を対象に、国語と算数・数学で実施され、本市は小中学校共にすべての教科で全国・県平均と比較して多少下回る結果となりました。令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業が行われたこと、学校再開後も感染対策を講じた上での教育活動になったことは、児童生徒の学力や学習状況にも影響を与えた可能性はあり、これまでの調査との経年変化を捉える際には、単純比較できない側面もあることを踏まえながら、今後も引き続き指導の充実を図り、学力の定着を図っていくことが求められます。

また、令和3年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果によると、体力合計点の平均値が、小学校においては、男子は全国平均には至らないものの、県平均と比較して同程度であり、女子については県平均を上回る結果となりました。中学校においては、男女とも全国平均には至らないものの、男女とも県平均と同程度の結果となっています。

加えて、学校教育で培った学びの姿勢や体づくりが、成長して大人になったときの学びにもつながっていく生涯を通じた学びの視点を持ち、取組を進めていくことが重要になります。

③ 社会の状況に対応した学習指導の充実

社会のグローバル化が進むなか、世界の多様な文化を理解し、国際社会の一員としてグローバルな視野とコミュニケーション能力を育成するために、学校教育において、多文化理解教育や外国語教育の内容の充実を図っていく必要があります。

また、少人数指導やティーム・ティーチングなどの指導体制とともに、専門的な教科指導ができる教職員の人員配置等を通じて、児童生徒に対するきめ細かな学習指導の充実を図り、学びの環境を整えていくことが求められています。

④ ICTを活用した教育の推進

国が提唱するGIGAスクール構想に基づき、令和3年度から本市の小中学校においても、児童生徒一人1台の端末環境によるICTを活用した教育を進めています。多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、児童生徒一人ひとりに応じた「個別最適な学び」と、一人ひとりの考えをお互いにリアルタイムに共有し、子ども同士で多様な意見に触れることができる「協働的な学び」の一体的な充実の実現に向けて努めています。

また、技術革新の進展に伴い、容易に情報を入手し、発信することが可能となり、インターネットやスマートフォンを通じたコミュニケーションがさらに進む一方で、有害サイトや「インターネットを通じたいじめ」等への対応も課題となっており、家庭でのルールづくりや学校における情報モラル教育の充実も望まれています。

⑤ 学校生活（教育相談・いじめ・不登校）における支援

小中学校においては、不登校、いじめ、発達の課題、コミュニケーション能力の低下、基本的な生活習慣や規範意識の育成、家庭環境の問題など、多様化・複雑化する悩みを抱える児童生徒、保護者、教職員等への相談体制の充実が求められています。学校生活における支援に関することを中心とした相談は、令和2年度からおだわら子ども若者教育支援センター「はーもに」で対応しており、相談件数は年々増加しています。

いじめ問題は、今日の著しい社会状況の変化の中で、多様化・複雑化しています。また、インターネットを通じたいじめなど、これまでなかった新たな課題も顕在化してきており、学校・家庭・地域との更なる連携が必要になっています。

本市の不登校児童生徒の出現率は、国・県の平均値をほぼ毎年上回っており、平成24年度以降は小学校が増加傾向、中学校が横ばい傾向にあると言えます。不登校の背景として、学校における人間関係の課題や家庭環境等、様々な要因が複雑に絡み合うケースが増加しており、支援の難しさにつながっています。

⑥ 老朽化する学校施設の改善

本市では、児童生徒の数が急増した昭和40年代から50年代にかけて、小中学校の新設や校舎の増築・鉄筋化が進められました。当時の整備から30～50年を経た今、施設本体をはじめ付帯設備の老朽化が進行しており、厳しい財政状況の中で、今後の施設の長寿命化改修や建替えが、大きな課題となっています。

加えて、国が取りまとめた「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」も踏まえながら、学校施設の適正規模や適正配置の考え方とあわせて、子どもたちにとって望ましい教育環境整備の取組を進めていく必要があります。

⑦ 教職員の多忙化対策と働き方改革

社会環境の変化に伴い、学校を取り巻く環境は、いじめ、不登校や子どもの貧困問題など複雑化、多様化しており、学校に求められる役割も拡大するとともに、ICTの活用や外国語教育の推進などの新しい教育への対応なども求められています。

こうしたなか、国や神奈川県教育委員会が実施した教員の勤務実態調査では、教員の長時間勤務の深刻な実態が明らかとなっています。

令和2年3月には、教職員の働き方改革に関する指針を策定し、教員が心身ともに充実して子どもたちと向き合い、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することが学校教育につながるという考えのもと、持続可能な学校における指導・運営体制の構築を目指して、働き方改革を進めていますが、今後、**部活動の地域移行など、教職員や学校に課されている負担の軽減**も含め、更なる取組を進めていく必要があります。

Ⅲ 基本目標

本市の教育の根本となる「小田原市教育大綱」に掲げる基本目標を、本計画の基本目標として位置付けます。

1 一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばす自分づくり

それぞれが持って生まれた命を尊重し、その資質を伸ばし、一人ひとりが自分らしく生きるための自分づくりを支援します。

- ひとそれぞれの命を尊重し、持って生まれた資質を最大限に伸ばすことを教育施策の目標として、市民一人ひとりが喜びを持って生き、それぞれが未来に輝けるための支援を行います。
- 家庭教育は全ての教育の出発点であり、家庭や地域全体で生活習慣・礼儀作法をはじめとする生活力を育むため、家庭教育の支援の充実を図ります。
- 学校教育だけでなく、生涯学習を通じて、変化の激しい社会を乗り越える生き抜く力と、次の社会を支え、新しい社会を創り出す力を持ったひとを育てます。
- 全てのライフステージに応じ、家庭・地域・学校・行政がそれぞれ何をすべきか、何が実現できるのか、適時適切な対応ができるよう、今後も継続的に検討し、教育施策に反映させていきます。

2 地域ぐるみで取り組む教育環境づくり

豊かで輝かしい未来をつくるため、家庭・地域・学校・行政や民間事業者等が連携し、多くの市民が社会の構成員として責任を持って教育に関わることができる環境をつくります。

- 教育を取り巻く諸課題は、現代社会を映す鏡であり、学校教育だけで解決できるものではないという認識の下、教育に関わるひとたちだけでなく、様々なひとが、子どもの育ち、学びの場の在り方、**目指す姿**、教育を支える社会の在り方などについて、多様な視点から総ぐるみで議論し、小田原の教育について考え、実現させていきます。
- 全ての市民が楽しく生き生きと学べる学習環境の実現に向け、家庭・地域・学校・行政や民間事業者等が連携し、市民が総ぐるみで取り組んでいける地域を確立していきます。

3 多様性を認め、生かしていく教育のまちづくり

ひとや地域が持つ多様性を認め合い、伸ばし、生かしていくとともに、デジタル化社会に向けた教育を推進します。また、幅広い分野で国際的に活躍できる人材を育成するため、豊かな歴史・文化・自然に恵まれた小田原の資源を教育に生かし、社会力を育む小田原の地ならではの教育スタイルを確立します。

- ひとそれぞれが持つ個性や多様性を認め、それを伸ばし、生かしていくことで、一人ひとりが充実した人生を送り、より良い地域社会を創るための社会力を育みます。

- 国籍、障がいの有無に関わらず、全ての子どもができるだけ同じ場で共に学び育つインクルーシブ教育の実現を目指し、ひとそれぞれの教育的ニーズに対し、自立と社会参加を見据えながら、最適な教育活動を行うための多様で柔軟な仕組みづくりを進めます。
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、ICT を最大限活用していきます。
- 森里川海が「ひとつらなり」となった自然豊かな小田原という土地に、しっかりと根を張る教育を行い、たくましい心と体、郷土を愛し大切にすることを育みます。
- 二宮尊徳など地域の偉人から学ぶなど、小田原の地域性や歴史を生かした教育を行います。
- 小田原の地域ごとの歴史・文化が育んできた、街並み、産業構造、人々の気質などを「多様性」として捉え直し、小田原ならではの教育に生かしていきます。

4 生涯学び、活躍する社会を築く環境づくり

人生 100 年時代を迎えるにあたり、地域社会の課題解決に向けて、多様な主体と行政が共に考え、活動するとともに、一人ひとりが心豊かに暮らせるため、誰もが学び続け、活躍することができる環境をつくります

- 小田原三の丸ホールを中心に、市内各所で子どもから大人まで幅広い世代の市民が文化・芸術に触れる機会を創出していきます。
- デジタル化などにより図書館の利便性を向上させるほか、多様な学習の機会を情報の提供を通じて、市民が主体となった学習活動を推進し、生涯学習の振興を図ります。
- 誰もが身近にスポーツができるよう、市民が主体となったスポーツ振興を促進するとともに、スポーツ施設の在り方を検討し、整備を進め、生活の中にスポーツを浸透させます。

IV 小田原市の教育が目指す姿と方向性

これまで、本市の教育大綱や学校教育振興基本計画は、子どもの育ちや学校教育に焦点をあててきましたが、人生 100 年時代を見据えた「生涯の学び」という視点がますます重要なものになることから、教育大綱に生涯を通じた学びの視点を加え、これに伴い、本計画も学校教育から生涯を通じた学びまでの幅広い教育の振興に必要な施策の基本計画としています。

本計画に新たに加える生涯学習の理念については、教育基本法第 3 条において、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と定めています。

また、国の教育再生実行会議の提言「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」では、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイング（well-being）の理念の実現を目指すことが重要とするとともに、学習指導要領では、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことへの期待が述べられています。

こうした国の動向に加え、第 6 次小田原市総合計画「2030 ロードマップ 1.0」に掲げる 3 つのまちづくりの目標、「生活の質の向上」、「地域経済の好循環」、「豊かな環境の継承」に資するとともに、Ⅲ基本目標（教育大綱）を具体的に展開していくため、計画期間である令和 9 年度に小田原市の教育が目指す姿を次のとおり掲げます。

目指す姿 **生涯を通じた学びが保障され、学習者主体の学びが推進されている。**
自分たちの幸せな社会を共に創っていく「社会力」が育まれている。

小田原の多様な地域資源を生かしながら、近年目まぐるしく変化する社会情勢に対応し、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民や地域の多様な主体が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがいを地域と共に創っていくために、教育においては、これからの時代を生きる子どもたちに必要となる力を育むとともに、人々が社会に寄与しつつ人生を豊かにするための、生涯にわたる学びを支える役割を果たしていくことが重要になっています。

そこで、この生涯の学びの機会の充実を図りながら、それぞれの存在を認め合い、そして、それぞれの可能性を最大限に発揮して、自分たちの幸せな社会を共に創っていく「社会力（学ぶ力、豊かな心、健やかな体、関わる力）」を育んでいくため、全ての世代を対象として、生きる土台としての「学ぶ力」、様々なひととの関わりや体験活動などを通して得られる「豊かな心」、生涯を通して運動やスポーツに親しむことができる「健やかな体」、多様な関わり合いを持つことで自己を高める「関わる力」の育成に重点を置きながら施策を展開していきます。

(1) 学ぶ力

身に付けた知識や技能を使い、対話や体験を取り入れながら、生涯にわたって学び続けられる取組を推進します。

- 誰もがいくつになっても学び直し、活躍することができる社会の実現に向けて学びの環境づくりを進めます。
- 知識や技能の習得にとどまらず、社会生活の中でそれらを活用しながら、自らの課題を発見し、その解決に主体的に取り組む自分づくりにつなげるため、学校教育において主体的・対話的で深い学びを推進します。
- 情報化やグローバル化が急速に進む社会に対応するため、地域社会と連携しながら、幅広い分野で国際的に活躍できるひとを育てます。

(2) 豊かな心

文化・芸術に触れ、本物に出会い、体験することで、感性を育むとともに、個性や多様性を尊重し、他人を思いやる心など、豊かな人間性と社会性を育む取組を推進します。

- 子どもから大人まで幅広い世代の市民が文化・芸術などに親しみながら自分の可能性を開花させることができるとともに、学ぶ喜びをいつでも感じられ、生涯にわたり学びが継続できる環境を整備します。
- 多様性を主体的に受け止め、異なる考えや価値観を認め合い、多様性を尊重する人権教育を推進することで、男女共同参画や多文化共生に理解を深め、グローバル化に対応できるひとを育てます。
- 生命を大切にする心や他人を思いやる心などを養い、一人ひとりの命を大切にする心を育みます。

(3) 健やかな体

ライフステージに応じたスポーツ活動や食育を推進し、未病の改善や、健康寿命の延伸を図りながら、心身ともに健康で安全な生活を実現するための学びの機会を提供します。

- 年齢、性別、障がいのあるなしに関係なく、スポーツに親しみ、体力や運動能力の向上を目指すとともに、活力ある地域社会をつくります。
- 食育等を通じて、食が健康で豊かな生活を送るための基本であることの理解を深め、食に関する感謝の心を育むとともに、豊かな自然を生かした野外活動を取り入れるなど社会を生き抜く体づくりに取り組みます。
- 健康で安全な生活を送ることができるよう、感染症等の予防について正しく理解し、生涯を通じて健康に過ごすための望ましい生活習慣が身に付く取組を推進します。

(4) 関わる力

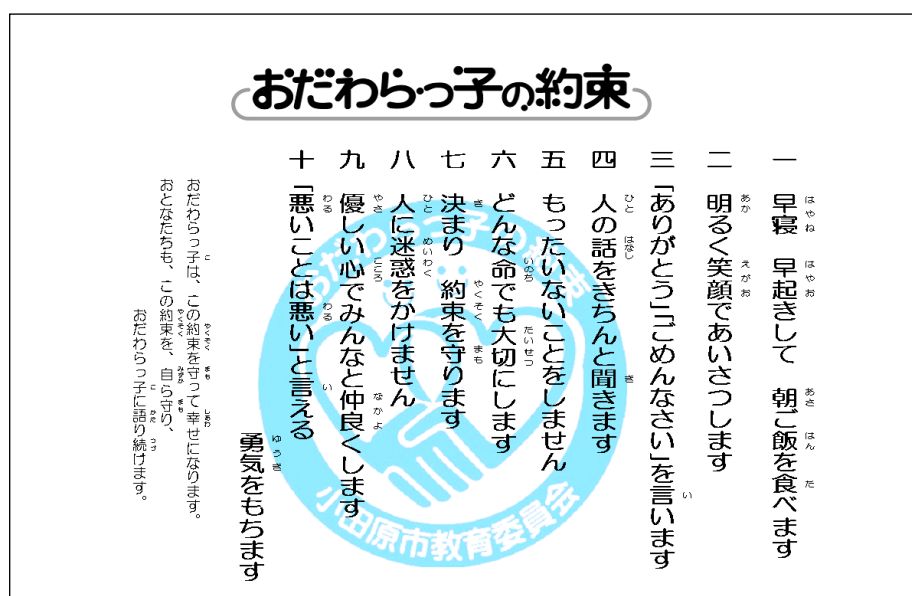
様々な交流や体験を通じて、ひとが多様な関わり合いの中で自立し、他者と協働することで、生涯にわたって生き抜く力の育成を推進します。

- 地域活動をはじめ、交流や体験活動などを通じて、日常生活における様々な課題を主体的に解決することができる力を身に付け、多様化する学習ニーズに応じた教育環境づくりを進めます。
- キャリア教育やリカレント教育等を通じて、多様な学習活動を支えるとともに主体的な学びを推進します。
- ひとやもの、様々な出来事との関わり合いを実体験を通して学ぶことで、自らが関わることの喜びや大切さに気づき、違いを認め合いながら、より良い社会をつくる力の育成を推進します。

おだわらっ子の約束の普及と実践

本市では、平成 16 年 4 月に、小田原市と小田原市教育委員会の教育や青少年健全育成に対する基本的な取組姿勢として、「小田原市教育都市宣言」を掲げています。その理念を具体化し、その実現を図るものとして、子どもたちに守ってもらいたいルールや身に付けて欲しいことなどを公募し、平成 19 年 1 月に、おだわらっ子の約束として 10 の約束にまとめました。

子どもたちの健やかな育ちを実現していくため、おだわらっ子の約束の普及と実践を進めていきます。



V 基本姿勢

小田原市の教育が目指す姿の実現に向け、これまで本市が取り組んできた教育を大切にし、社会教育、家庭教育支援、幼児教育・保育、学校教育・地域とともにある学校の連携も図りながら、次の3つを基本姿勢として教育施策を展開していきます。

そして、教育施策全体を通じて、このまちに住んでよかった、住み続けたいと感じる、郷土愛と誇りの持てる小田原を形成し、その魅力の発信を通じて、国内外の人たちが行ってみたい、住んでみたいと憧れる「世界が憧れるまち“小田原”」の実現につなげていきます。

（１）誰ひとり取り残さない学びの推進

ひとそれぞれが持つ個性や多様性を認め、それを伸ばし、生かしていくために、デジタル技術も活用しながら、誰もが学びの機会に平等にアクセスでき、十分に学ぶことができる多様な仕組みを整え、誰ひとり取り残さない学びを推進します。

（２）地域資源を生かした学びの推進

森里川海が「ひとつらなり」となった豊かな自然環境、長い歴史の中で先人より継承されてきた文化・伝統産業、市民力や地域力といった人の力などの多様な地域資源を生かしながら、小田原ならではの学びを推進します。

（３）公民連携による学びの推進

地域社会が抱える課題が高度化・複雑化し、行政経営資源だけで適切かつ速やかな課題解決を図ることが難しくなりつつある中、これまで培ってきた市民や地域との協働を前提として、独自のノウハウや各種資源を有する民間事業者との連携により公民連携による学びを推進します。

VI 計画体系図

基本目標（教育大綱）

- 1 一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばす自分づくり
- 2 地域ぐるみで取り組む教育環境づくり
- 3 多様性を認め、生かしていく教育のまちづくり
- 4 生涯学び、活躍する社会を築く環境づくり

目指す姿と方向性

生涯を通じた学びが保障され、学習者主体の学びが推進されている。

自分たちの幸せな社会を共に創っていく「社会力」が育まれている。



- おだわらっ子の約束の普及と実践

基本姿勢

- 誰ひとり取り残さない学びの推進
- 地域資源を生かした学びの推進
- 公民連携による学びの推進

施策の展開

1 社会教育

- (1) 生涯学習の振興
- (2) 文化・芸術の振興
- (3) 多様性の理解と共生社会の実現
- (4) スポーツの振興
- (5) 食育の充実
- (6) 健康の保持増進
- (7) キャリア教育の充実
- (8) 関わり合い、共に学ぶ場の充実
- (9) 防災・災害対策の充実

2 家庭教育支援

- (1) おだわらっ子の約束の普及と実践
- (2) 家庭教育への支援
- (3) 家庭学習への支援
- (4) 子育て支援の充実

3 幼児教育・保育

- (1) 幼児教育の充実
- (2) 幼保一体化の推進

4 学校教育・地域とともにある学校

- (1) 学力の向上
- (2) 学習指導の充実
- (3) 学校での多様性の理解と共生社会の実現
- (4) 豊かな心を育む学び
- (5) 学校でのスポーツの振興
- (6) 学校での食育の充実
- (7) 学校での健康の保持増進
- (8) 関わる機会の創出
- (9) 地域特性(小田原のよさ)を生かした学び
- (10) きめ細かな支援教育体制の充実
- (11) 教職員の資質の向上と環境改善
- (12) 教育委員会機能の充実
- (13) あらゆる主体が連携した仕組みの充実
- (14) 子どもの居場所づくりの推進

5 学びの環境整備

- (1) 生涯学習における学びの場の提供
- (2) 学校施設の地域利用
- (3) 学習環境整備
- (4) 学校安全の充実
- (5) 望ましい学習環境の検討推進

Ⅶ 施策の展開

1 社会教育

- 身に付けた知識や技能を使い、対話や体験を取り入れながら、生涯にわたって学び続けられる取組を推進します。
- 文化・芸術に触れ、本物に出会い、体験することで、感性を育むとともに、個性や多様性を尊重し、他人を思いやる心など、豊かな人間性と社会性を育む取組を推進します。
- ライフステージに応じたスポーツ活動や食育を推進し、未病の改善や、健康寿命の延伸を図りながら、心身ともに健康で安全な生活を実現するための学びの機会を提供します。
- 様々な交流や体験を通じて、ひとが多様な関わり合いの中で自立し、他者と協働することで、生涯にわたって生き抜く力の育成を推進します。

基本施策		重点方針
(1) 生涯学習の振興	① 生涯を通じた学びの推進	学ぶ力
	② 図書館サービスの充実 【関連】読書活動の充実 4-(4)-②	学ぶ力
	③ 郷土についての学びの推進 【関連】郷土学習の充実 4-(9)-②	学ぶ力
(2) 文化・芸術の振興	① 小田原ならではの文化の魅力の活用	豊かな心
	② 文化・芸術と触れ合う機会の創出 【関連】情操教育の充実 4-(4)-③	豊かな心
	③ デジタル技術を活用した未来のまちづくり	豊かな心
(3) 多様性の理解と共生社会の実現	① 市民への人権教育の推進 【関連】学校での人権教育の推進 4-(3)-①	豊かな心
(4) スポーツの振興	① 生涯スポーツの推進 【関連】学校体育の充実 4-(5)-① 部活動の支援 4-(5)-②	健やかな体
(5) 食育の充実	① 栄養バランスのとれた食生活の実践 【関連】学校給食の充実 4-(6)-① 食育活動の充実 4-(6)-②	健やかな体
(6) 健康の保持増進	① 生涯を通じた健康づくりの推進 【関連】健康管理体制の充実 4-(7)-① 保健教育の充実 4-(7)-②	健やかな体
(7) キャリア教育等の充実	① 職業観や勤労観を養う教育活動の充実 ② 多様な学び直しの機会の充実	関わる力
(8) 関わり合い、共に学ぶ場の充実	① 課題解決に向けた学びと実践	関わる力
(9) 防災・災害対策の充実	① 市民への防災教育の充実 【関連】防災教育の充実 4-(9)-⑤	

基本施策1－（１）生涯学習の振興

① 生涯を通じた学びの推進（*学ぶ力）

市民、教育機関、県や近隣市町等の行政などとの連携により、社会的な課題や市民ニーズに対応した多様な学習機会や場、情報などを提供し、市民が主体となった事業の展開を促進します。

また、地域における生涯学習事業のほか、親睦交流、自治会活動促進のため、地区公民館の活動・運営を支援します。

【主な取組】

- 市民が主体となるキャンパスおだわらの運営（イベントや講座の企画・人材バンクの運営等）
- 生涯学習団体の支援や活動発表機会の提供
- 生涯学習フェスティバルの開催
- 地区公民館の支援

② 図書館サービスの充実（*学ぶ力）

本や情報との出会いを通じて市民の豊かな暮らしを支援するため、幅広い世代の多様なニーズに対応した図書や資料を提供し、読書に対する興味・関心を喚起するとともに、デジタル環境でのサービスの充実を図りながら、身近で役に立ち、新しい価値の創造につながる図書館を実現します。

【主な取組】

- 図書館の活用促進
- デジタルサービスの実施
- 地域資料の整理や公開

【関連施策】

* 読書活動の充実・・・基本施策4－（４）－②

③ 郷土についての学びの推進（*学ぶ力）

郷土の歴史資産を収集・保存・活用するとともに、郷土の歴史や先人たちについて、知り・学ぶ機会を提供としていきます。また、市民とともに郷土の歴史資産を再認識し、守り育てていく活動を行います。さらに、埋蔵文化財の発掘調査による成果や国指定史跡の整備状況、指定文化財とその保存管理のための取組、無形民俗文化財の後継者育成活動など、小田原固有の歴史と文化に係る公開事業を通じて郷土についての理解を深めるきっかけとします。

【主な取組】

- 郷土の歴史資産の収集や保存・活用・公開
- 二宮尊徳に関する資料収集や、学習推進、顕彰
- 市民との協働による調査・研究活動
- 遺跡見学会や出土品展、講演会等の開催
- 史跡小田原城跡及び石垣山の保存と活用
- 文化財建造物の保存と公開
- 無形民俗文化財の保存と後継者育成

【関連施策】

* 郷土学習の充実・・・基本施策4－(9)－②

基本施策1－(2) 文化・芸術の振興

① 小田原ならではの文化の魅力の活用 (*豊かな心)

長い歴史や風土の中で育まれ、受け継がれてきた「武士・戦国の文化」「邸園文化」など小田原ならではの文化を守り、磨きをかけ、まちの魅力として活用します。

【主な取組】

- 文化財建造物などの公開
- 無形民俗文化財などの承継支援
- 公民連携による歴史的建造物の利活用

② 文化・芸術と触れ合う機会の創出 (*豊かな心)

文化・芸術の拠点である小田原三の丸ホールを中心に、すべての市民が文化に親しみ、身近に触れあう機会を作ります。

【主な取組】

- 小田原三の丸ホールの管理運営
- 三の丸ホール文化事業の実施
- 文化活動団体への支援
- 市所蔵美術品の展示

【関連施策】

* 情操教育の充実・・・基本施策4－(4)－③

③ デジタル技術を活用した未来のまちづくり (*豊かな心)

リアルとバーチャルの融合する現代の文化を、デジタル技術を活用しながら情報格差にも配慮してバランスよく導入することで、人、地域、社会の多面的な出会いの機会を作ります。

市が保有する歴史的・文化的資料をデジタルミュージアムとして、インターネット上で広く公開し、歴史と文化の次世代継承や生涯学習や、学校教育、観光振興等へつなげます。

【主な取組】

- 情報発信等のデジタル化の推進
- 小田原市デジタルミュージアムの創設

基本施策1－(3) 多様性の理解と共生社会の実現

① 市民への人権教育の推進 (*豊かな心)

小田原市人権施策推進指針及びおだわら男女共同参画プランに基づき、市民一人ひとりが人権について正しい理解と行動がとれるよう、関係機関や民間団体等と連携し、様々な課題に応じた啓発活動の推進に取り組めます。

【主な取組】

- 人権を考える講演会や人権メッセージパネル展の開催
- 男女共同参画セミナーの開催

【関連施策】

- * 学校での人権教育の推進・・・基本施策4－（3）－①

基本施策1－（4）スポーツの振興

① 生涯スポーツの推進（*健やかな体）

誰もが身近にスポーツができるよう、地域のスポーツ団体などと連携し、市民が主体となったスポーツ振興を促進します。

【主な取組】

- 市体育協会補助事業
- 柔・剣道錬成事業
- 地域スポーツ活性化事業
- 総合型地域スポーツクラブ推進事業
- スポーツ推進委員活動促進事業

【関連施策】

- * 学校体育の充実・・・基本施策4－（5）－①
- * 部活動の支援・・・基本施策4－（5）－②

基本施策1－（5）食育の充実

① 栄養バランスのとれた食生活の実践（*健やかな体）

食べることは健康に生きることに繋がります。栄養バランスのとれた食事を適量摂ることは、健康な生活を維持するために不可欠です。栄養バランスの取れた望ましい食生活の大切さを普及啓発することで、市民が健康に生きることを支援します。

【主な取組】

- 健康教育・栄養教育の実施
- 食に関する学習の場の提供
- 発達段階に応じた食育活動の充実

【関連施策】

- * 学校給食の充実・・・基本施策4－（6）－①
- * 食育活動の充実・・・基本施策4－（6）－②

基本施策1－（6）健康の保持増進

① 生涯を通じた健康づくりの推進（*健やかな体）

市民一人ひとりが自らの健康に対する意識を向上させ、心身ともに健康な生活を送るため、正しい健康知識の普及啓発等を行い、生活習慣の行動変容を図り、自立した生活を送ることができるよう健康寿命の延伸を図ります。

【主な取組】

- 健康増進計画、データヘルス計画の推進
- 健康寿命延伸プロジェクト事業の実施
- 地区活動の充実

【関連施策】

- * 健康管理体制の充実・・・基本施策4－（7）－①
- * 保健教育の充実・・・基本施策4－（7）－②

基本施策1－（7）キャリア教育等の充実

① 職業観や勤労観を養う教育活動の充実（*関わる力）

子どもたちが、望ましい職業観や勤労観を備えた社会人、職業人として自立できる資質や能力を育成するために、職業体験などのキャリア育成を支援します。

【主な取組】

- 職業体験やキャリアパスポートの活用

② 多様な学び直しの機会の充実（*関わる力）

人生100年時代を迎えるにあたり、より豊かで充実した自分らしい人生を過ごすため、社会に出た後や定年退職後においても、誰もがあらゆる機会に学び続けることができるよう、多様な学びの機会の充実に努めます。

【主な取組】

- 多様な学び直しの機会の発信

基本施策1－（8）関わり合い、共に学ぶ場の充実

① 課題解決に向けた学びと実践（*関わる力）

地域資源を活用した長期的、体系的な学びの場「おだわら市民学校」を官民が協力し提供することで、様々な分野で活動する担い手を育成します。

【主な取組】

- おだわら市民学校の開設（小田原の魅力を深く理解し、郷土愛を育む、基礎課程、実践につながる課題解決を担いうるチカラを育む専門課程の2年制）
- 人づくり課題解決ゼミの開設（既に活動している団体の課題解決へとつなげる）

基本施策1－（9）防災・災害対策の充実

① 市民への防災教育の充実

防災講演会において、テーマや対象者を絞り、効率的な防災教育を推進します。

自治体や市内団体等からの依頼に基づき、防災教室を実施し、各団体の立地に応じた各種災害リスクを正確に把握できるよう教育を行います。

【主な取組】

- 防災講演会の実施

- 防災教室の活用周知
- 防災啓発資料の作成・配布

【関連施策】

- * 防災教育の充実・・・基本施策4－（9）－⑤

2 家庭教育支援

家庭・地域・学校・行政が連携しながら、教育の土台となる家庭教育への支援を行います。

- 全ての教育の出発点となり、生活習慣や食習慣、規範意識、基礎体力等の育成につながる家庭教育は重要であることから、「おだわらっ子の約束」の普及啓発を更に進めるとともに、家庭・地域・学校・行政が連携しながら、家庭教育への支援を行います。
- 保護者が安心して子育てや教育に取り組むことができ、更に地域等との連携・協力を図りながら家庭における教育力向上に向けた支援に努めます。
- 子どもが教育の機会を等しく受けることができるよう、貧困等生活上の困難に直面する子育て家庭への支援に取り組むなど、妊娠期からの親子の育ちを支える環境づくりを推進します。

基本施策		重点方針
(1) おだわらっ子の約束の普及と実践	① おだわらっ子の約束の普及と実践	
(2) 家庭教育への支援	① 家庭教育への支援	
(3) 家庭学習への支援	① 家庭学習への支援	
(4) 子育て支援の充実	① 子育て家庭の負担軽減	
	② 様々な悩みを持つ子どもや家庭の支援	
	③ 就園前の幼児と保護者の交流の促進	
	④ 児童に適切な遊びと生活の場の提供	

基本施策2—(1) おだわらっ子の約束の普及と実践

① おだわらっ子の約束の普及と実践

子どもの基本的な生活習慣の定着を図り、規範意識や公共の精神を育むため、おだわらっ子の約束の家庭や地域への一層の普及を図り、各園・学校、家庭、地域が一体となって、子どもたちがおだわらっ子の約束を実践する態度を育む取組を進めます。

【主な取組】

- 各校・各園でのおだわらっ子の約束の普及と実践

基本施策2—(2) 家庭教育への支援

① 家庭教育への支援

家庭教育は、保護者が子どもに行う教育であり、家族のふれ合いを通じて子どもが基本的な生活習慣や生活能力、人への信頼感や思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につけていく上で重要な役割を果たしていることから、家庭教育学級や家庭教育講演会を開催することにより、家庭教育を支援するための情報を提供するだけでなく、家庭教育における悩みの解決を図ります。

【主な取組】

- 家庭教育学級の開催
- 家庭教育講演会の開催
- 条例制定に向けた事例研究・調査等

基本施策2—(3) 家庭学習への支援

① 家庭学習への支援

家庭において児童生徒が自ら計画を立てて学習に取り組むことは学力向上のために重要であることから、家庭での学習習慣の確立に係る保護者への支援を行います。

【主な取組】

- 家庭での ICT を活用した学習の推進
- 家庭学習の手引き等を通じた学習支援

基本施策2—(4) 子育て支援の充実

① 子育て家庭の負担軽減

中学校卒業までの児童を養育している家庭に対し、経済的な支援を行うとともに、市立小中学生の保護者等の経済的負担の軽減と教育の機会均等を図ることを目的に、就学援助費のほか、特別支援教育就学奨励費、児童生徒付添交通費補助金、遠距離通学費補助金等の支給による支援を行います。また、経済的理由により高等学校等への就学が困難な市内に住所を有する生徒を対象に、奨学金を支給します。

【主な取組】

- 児童手当支給事業
- 要保護・準要保護児童生徒就学援助費の支給
- 特別支援教育就学奨励費の支給

- 高等学校等奨学金の支給
- 児童生徒付添交通費補助金の支給
- 児童生徒遠距離通学費補助金の支給

② 様々な悩みを持つ子どもや家庭の支援

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援（高校等受験のための進学支援、学校の勉強の復習、学習の習慣づけ、学び直し）等を行います。

また、妊娠期から、乳幼児期、学齢期、青壮年期までの相談が気軽にできることにより、子どもや若者が安心して生活を送れるようになるとともに、心身ともに健やかに育成する支援を行います。

【主な取組】

- 生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」の実施
- 子どもから若者までの相談・支援の充実
- 教育相談、就学相談の実施
- 支援教育相談支援チームによる相談、指導、助言

③ 就園前の幼児と保護者の交流の促進

未就園児の保護者同士の交流や情報交換の場を提供します。

【主な取組】

- 子育て支援拠点管理運営事業
- 地域子育てひろば事業

④ 児童に適切な遊びと生活の場の提供

共働き世帯の増加や就労形態の多様化に伴い、保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、放課後の子どもたちが安全安心に遊びや体験ができるよう、適切な見守りの場を提供します。

【主な取組】

- 放課後児童クラブの運営

3 幼児教育・保育

子どもたちの自己肯定感や主体性を育み、社会性の基礎の習得や基礎体力の向上を図るなど、幼児教育・保育の充実に努めます。

- 子どもたちの自発的な活動を通じて、様々な事象に関わる力や基礎体力など小学校以降の学びに向かう力、生涯にわたり生き抜く力の基礎を育みます。
- 小学校入学前の就学相談や就学支援の充実に図るとともに、家庭教育の自主性を尊重しながら家庭や小学校と連携を図り、子どもの育ちを支えていきます。
- 公立施設における教育・保育の実践を通じた研究のほか、幼稚園・保育所等の連携及び適切な役割分担により、市全体の幼児教育・保育の質の向上に取り組みます。

基本施策		重点方針
(1) 幼児教育の充実	① 幼稚園・保育所等との連携と役割分担の推進	
	② 小学校への円滑な接続	
	③ 就学支援・相談と早期発達支援の充実	
(2) 幼保一体化の推進	① 認定こども園の早期設置と体制整備	

基本施策3—（1）幼児教育の充実

① 幼稚園・保育所等との連携と役割分担の推進

幼稚園と保育所は、互いに持つ教育・養護の知見を共有し、教育保育の実践や研究に取り組み、その内容等を民間事業者と共有し、市全体の幼児教育保育の質の向上に取り組みます。

【主な取組】

- 各園の実践内容の交流、情報交換、合同（交流）保育
- 市立幼稚園と保育所との合同研修
- 公私幼保の意見交換会
- 市立幼稚園の在り方（園児数減少への対応）の検討

② 小学校への円滑な接続

市立幼稚園、（保育園）では、小学校教育への円滑な接続を図るため、中学校区等を単位とした幼保小の交流・連携を図り、子どもの発達と学びの連続性の確保に取り組みます。

【主な取組】

- 幼保小連携・接続事業
- 幼稚園幼児指導要録の作成及び送付
- 保育所保育要録の作成及び送付

③ 就学支援・相談と早期発達支援の充実

小学校就学に際し、心配を抱えている保護者を対象に、在籍園の訪問や発達検査の実施などを通して、より良い就学先や就学後の支援について検討します。就学前の児童や、様々な課題等のある児童生徒に対しては、学校生活上必要な支援や環境等について検討するため、就学支援委員会を設置し協議します。

また、特別な支援を必要とする就学前の児童に対しては、児童発達支援サービスを提供することで、児童の情緒の発達や日常生活に必要な基本動作の習得、集団生活への適応が進むように支援をするとともに、臨床心理士等の専門家による教諭等への助言・指導を行います。

【主な取組】

- 就学相談・支援の実施
- 就学支援委員会の設置
- 早期発達支援の充実

基本施策3—（2）幼保一体化の推進

① 認定こども園の早期設置と体制整備

公立幼稚園を統合し、認定こども園を整備することで、幼稚園機能を継続するとともに橘地域になかった保育機能を整備することで質の高い教育・保育を提供します。

【主な取組】

- （仮称）橘地域認定こども園の整備

4 学校教育・地域とともにある学校

変化の激しい社会を乗り越える生き抜く力を身に付けた「未来を創るたくましい子ども」を、目指す子どもの姿として、地域特性を生かしながら本市の学校教育を推進します。

- 「未来を創るたくましい子ども」の実現を図るため、学校教育において、生きる土台としての「学ぶ力」、様々なひととの関わりや体験活動などを通して得られる「豊かな心」、生涯を通して運動やスポーツに親しむことができる「健やかな体」、多様な関わり合いを持つことで自己を高める「関わる力」の育成を目指します。
- 質の高い教育活動を行うため、教育委員会機能や教員を支える環境整備等の充実を図り、授業力や教師力の向上とともに、個に応じたきめ細かな支援教育を推進します。
- 教員の ICT 活用指導力の向上を図るとともに、最新の技術を活用しながら、多様な子どもたち一人ひとりに個別最適化した学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。

家庭・地域・学校・行政だけでなく、民間事業者等を含めたあらゆる主体が地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、連携・協働しながら地域とともにある学校づくりを進めます。

- 学校運営協議会等を通じて、家庭・地域・学校・行政が対等な関係で連携・協働して、諸課題を共有し、解決していくことにより、学校と地域がともに豊かになるような学校運営を進めます。
- 学校を地域コミュニティの拠点として位置付け、あらゆる主体と連携しながら施設の地域利用を含めた地域の様々な活動が統合される場、世代を超え、ひととひとをつなぐ場となるような仕組みづくりに取り組んでいきます。
- 災害に強いまちをつくるため、自らの命を守るとともに、地域のために自分たちができることを考え、行動できる防災教育を推進します。

基本施策		重点方針
(1) 学力の向上	① 個別最適な学びの推進	学ぶ力
	② 主体的・対話的で深い学びの実現	学ぶ力
(2) 学習指導の充実	① グローバル人材育成の推進	学ぶ力
	② 少人数学級等による学びの環境づくり	学ぶ力
	③ ICTを活用した教育の充実	学ぶ力
(3) 学校での多様性の理解と共生社会の実現	① 学校での人権教育の推進 【関連】市民への人権教育の推進 1-(3)-①	豊かな心
	② いじめの未然防止と早期把握・対応	豊かな心
(4) 豊かな心を育む学び	① 道徳教育の充実	豊かな心
	② 読書活動の充実 【関連】図書館サービスの充実 1-(1)-②	豊かな心
	③ 情操教育の充実 【関連】文化・芸術と触れ合う機会の創出 1-(2)-②	豊かな心

基本施策		重点方針
(5) 学校でのスポーツの振興	① 学校体育の充実 【関連】生涯スポーツの振興 1-(4)-①	健やかな体
	② 部活動の支援 【関連】生涯スポーツの振興 1-(4)-①	健やかな体
(6) 学校での食育の充実	① 学校給食の充実 【関連】栄養バランスのとれた食生活の実践 1-(5)-①	健やかな体
	② 食育活動の充実 【関連】栄養バランスのとれた食生活の実践 1-(5)-①	健やかな体
(7) 学校での健康の保持増進	① 健康管理体制の充実	健やかな体
	② 保健教育の充実	健やかな体
(8) 関わる機会の創出	① 体験・交流活動の充実	関わる力
(9) 地域特性(小田原のよさ)を生かした学び	① それぞれの学校の特色を生かした学びの推進	
	② 郷土学習の充実 【関連】郷土についての学びの推進 1-(1)-③	
	③ 環境学習・環境活動の推進	
	④ 福祉教育の充実	
	⑤ 防災教育の充実	
(10) きめ細かな支援教育体制の充実	① 切れ目のない支援体制の充実	
	② 個に応じた学びの支援体制の充実	
	③ 生徒への指導体制の充実	
(11) 教職員の資質の向上と環境改善	① 教職員研修の充実	
	② 教職員の健康対策の推進	
	③ ICTの活用	
	④ 職場環境・働き方の改善	
(12) 教育委員会機能の充実	① 総合的な教育行政の推進	
	② 教育行政の情報発信	
	③ 危機管理体制の強化	
(13) あらゆる主体が連携した仕組みの充実	① 地域とともにある学校づくりの推進	
	② 地域の教育力の活用	
(14) 子どもの居場所づくりの推進	① 子どもの居場所づくりの推進	

基本施策4―（1）学力の向上

① 個別最適な学びの推進（*学ぶ力）

各校において、児童生徒の学習状況や学習に対する意識などのデータから、個々の成果と課題、学力の伸びを把握し、エビデンスに基づいた学習指導の改善及び個別の支援をすることで、児童生徒一人ひとりの学力向上を図ります。

【主な取組】

- 全国学力・学習状況調査の結果の分析と活用
- ステップアップ調査の結果、学習習慣等の意識調査、授業評価アンケート等の結果の分析と活用
- 各校の実態や特色を生かした学力向上プランの推進

② 主体的・対話的で深い学びの実現（*学ぶ力）

各校において、児童生徒が「主体的・対話的で深い学び」を育む授業、互いに学びあい、高め合う授業づくりを進めるため、学ぶ意欲を高める授業の在り方などについて研究し、指導の工夫改善に努めます。さらに、各校の研究成果を広く公開できるよう取り組みます。

【主な取組】

- 授業研究の充実
- 市推薦研究事業
- 教育研究所機能の充実
- 教育研究所所報の発行
- カリキュラムマネジメントの推進

基本施策4―（2）学習指導の充実

① グローバル人材育成の推進（*学ぶ力）

世界の多様な文化を理解し、国際社会の一員としてグローバルな視野とコミュニケーション能力を育成するために、外国語指導助手（ALT）を配置し、ALTを活用した多文化理解教育や外国語教育の内容の充実を図ります。

小学校には、高学年の外国語科・中学年の外国語活動全面実施に伴い、専門知識を持った英語専科非常勤講師の配置を推進します。

【主な取組】

- 外国語指導助手（ALT）の配置
- 小学校英語専科非常勤講師の配置

② 少人数学級等による学びの環境づくり（*学ぶ力）

子どもの学力向上を図るため、少人数指導やティーム・ティーチングなどの指導体制をとり、児童生徒にきめ細かな指導を行います。

教職員の配置は、国、県の定める教職員定数に沿って行いますが、小学校では、きめ細かな指導を充実させるため、国に先行して少人数指導スタッフを配置し、段階的に35人学級に移行し

ます。

また、中学校では、国の定める教職員定数では対応が困難な教科の専門性を保つため、専門的な教科指導ができるよう、人員を配置します。

【主な取組】

- 少人数指導スタッフの配置
- 中学校教科非常勤講師の配置
- 35 人学級の先行実施

③ ICT を活用した教育の充実（*学ぶ力）

ICT 機器が広く普及した社会において、それらを学びの道具として効果的に活用した学習を実践し、個別最適な学びと協働的な学びを実現させるとともに、児童生徒が情報機器や情報技術を手段として主体的に使いこなす力を育成します。

また、家庭での ICT を活用した学習を推進するため、家庭への啓発活動を進めるほか、児童生徒に正しい情報の取り扱いやそれに伴う責任等、情報モラル教育を推進します。

【主な取組】

- 小田原市情報モラル教育の手引きの活用
- 日常的な ICT の活用

基本施策 4－（3）学校での多様性の理解と共生社会の実現

① 学校での人権教育の推進（*豊かな心）

児童生徒が人間の生命の尊さについての理解を深め、学校・家庭・地域における人権尊重の意識の高揚を図るため、人権教育移動教室を開催するとともに、教職員の人権感覚を高め、今日的な人権課題に関する知識の習得及び実践力の向上を図るため、人権教育研修会を開催します。

【主な取組】

- 人権教育移動教室の開催
- 人権教育研修会の開催
- 子どもの人権教室開催（小田原市人権擁護委員会主催）
- 中学生人権作文コンテストの実施（法務局・全国人権擁護委員会連合会主催）
- 平和事業（学校訪問講和会）の実施

【関連施策】

* 市民への人権教育の推進・・・基本施策 1－（3）－①

② いじめの未然防止と早期把握・対応（*豊かな心）

いじめ防止対策の実行性を高めるための調査研究や重大事態発生時における調査の実施、また関係機関との連絡調整を図るため、いじめ防止対策調査会やいじめ問題対策連絡会を開催します。

さらに、いじめの未然防止を図るため、いじめ予防教室を実施します。

【主な取組】

- 小田原市いじめ問題対策連絡会の開催

- 小田原市いじめ防止対策調査会の開催
- いじめ予防教室の開催

基本施策4—（4）豊かな心を育む学び

【関連施策】

* おだわらっ子の約束の普及と実践・・・基本施策2－（1）－①

① 道徳教育の充実（*豊かな心）

特別の教科 道徳を要として、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間や特別活動のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて、意欲的・計画的に道徳教育を推進し、児童生徒の思いやりの心や規範意識、地域の中で夢を持って生きていく力などを育みます。

【主な取組】

- 特別の教科 道徳を要とした道徳教育の推進

② 読書活動の充実（*豊かな心）

学校司書を全小中学校に配置し、教職員や図書ボランティアと連携しながら、学校図書館の環境の充実とともに、読書相談や学習支援を実施します。

また、第三次小田原市子ども読書活動推進計画を策定して、小田原市のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるように、家庭や地域をはじめ図書館、学校、子ども関連施設等が連携・協力して、持続可能な子どもの読書活動を推進します。

【主な取組】

- 学校司書の配置と学校図書の充実
- 家庭、地域、学校等における子ども読書活動の推進
- 子ども読書活動推進のための人材育成

【関連施策】

* 図書館サービスの充実・・・基本施策1－（1）－②

③ 情操教育の充実（*豊かな心）

児童生徒が豊かな感性や感覚、表現力を身に付けられるよう、質の高い文化・芸術に触れ、体験する機会を創出するとともに、市内小中学校の美術展等、児童生徒の豊かな感性を育てる行事や活動を支援します。

【主な取組】

- 音楽鑑賞会の開催（令和4～5年度）
- 小学校図工展、中学校美術展の開催支援

【関連施策】

* 文化・芸術と触れ合う機会の創出・・・基本施策1－（2）－②

基本施策4－（5）学校でのスポーツの振興

① 学校体育の充実（*健やかな体）

児童生徒一人ひとりの体力・運動能力、運動・スポーツへの興味関心の向上と、親しむ態度の育成を図るため、体力・運動能力指導員の派遣による運動や遊びに関する指導助言や、オリンピック等の著名なアスリートや大学教授等の派遣による講話や実技指導等を実施します。

【主な取組】

- 新体力テストの実施と結果の分析・活用
- 著名なアスリート等の学校への派遣
- 体育大学の学生を体力・運動能力指導員として派遣

【関連施策】

*生涯スポーツの振興・・・基本施策1－（4）－①

② 部活動の支援（*健やかな体）

中学校部活動の活性化を図るため、部活動指導員や部活動地域指導者を派遣し人的なサポートを行うとともに、中学校体育連盟に対し大会開催費や派遣選手の交通費等に対する助成を行います。また部活動の地域移行に向け、新たに部活動地域指導員を配置し、休日の部活動を中心に取り組を進めます。

【主な取組】

- 部活動指導員、部活動地域指導者の派遣
- 中学校体育連盟に対する助成
- 部活動の地域移行に向けた部活動地域指導員の新規配置

【関連施策】

*生涯スポーツの振興・・・基本施策1－（4）－①

基本施策4－（6）学校での食育の充実

① 学校給食の充実（*健やかな体）

地場産物を活用した献立の実施を継続し、学校給食の適切な運営を進め、安心・安全で栄養バランスのとれた学校給食を提供します。また、老朽化した給食調理場の維持修繕を行うとともに、令和6年度の開業に向け、学校給食センターの再整備に取り組みます。

【主な取組】

- 地場産物を活用した献立や米飯給食の継続実施
- 栄養バランスのとれた魅力ある学校給食の実施
- 郷土食や伝統料理などの食文化を継承した、小田原ならではの献立づくりの推進
- 学校給食センターの再整備

【関連施策】

*栄養バランスのとれた食生活の実践・・・基本施策1－（5）－①

② 食育活動の充実（*健やかな体）

小中学校における食育を推進するため、栄養教諭や学校栄養職員が地場産物や郷土の食文化を継承した給食を生きた教材として活用するとともに、食に関する指導や教科に関連した授業を行っています。また、成長期の子どもたちが望ましい食習慣を身に付けるために家庭、地域に向けた食育の普及啓発を実施します。

【主な取組】

- 各校の年間指導計画をもとに、食に関する授業の充実
- 各中学校での「弁当の日」の実施
- 朝食レシピ等の作成、学校給食展の開催

【関連施策】

* 栄養バランスのとれた食生活の実践・・・基本施策 1－（５）－①

基本施策 4－（７）学校での健康の保持増進

① 健康管理体制の充実（*健やかな体）

小中学校の児童生徒に対して定期健康診断を行います。この定期健康診断の結果、対象者を絞り込み、学校・保護者及び医療機関と連携し、精密検査や経過観察を実施するなど、きめ細かな対応を行っています。また、入学予定の未就学児を対象に就学時健康診断を行い、その結果により、医療機関等の紹介により、学校における児童生徒の健康の保持増進に努めます。

【主な取組】

- 学校保健安全法第 13 条に基づく定期健康診断の実施
- 心臓疾患検診、腎臓疾患検診、脊柱側弯症検診の実施
- 学校保健安全法第 11 条に基づく就学時健康診断の実施

② 保健教育の充実（*健やかな体）

性に対する正しい知識の普及を図ることを目的に、中学校の生徒等を対象に、専門性を持った医師等を講師に迎え、性教育講演会を中学校単位で実施していきます。また、小中学校等の保健教育活動等の円滑な運営と発展を図るために小田原市学校保健会を運営し、喫煙・飲酒・薬物による身体への悪影響等の周知等を行います。さらに、児童生徒等に対して正しい歯の磨き方の指導等を行います。

【主な取組】

- 性教育講演会（命の大切さ、男女の心と体の違い、性感染症やエイズ、医療現場での体験談など）の開催
- 喫煙・飲酒・薬物による身体への悪影響等の周知
- 正しい歯の磨き方の指導等の実施

基本施策 4－（８）関わる機会の創出

① 体験・交流活動の充実（*関わる力）

学校や学年を超えた仲間との活動を通して、参加者の自主性、積極性、協調性や社会力を育みます。また、学校では経験できない自然体験の中で、参加者だけでなく指導者やサポーターなど

の大人と世代を超えた交流を行います。

【主な取組】

- 非日常型体験学習事業の実施
- 宿泊体験学習の実施
- スクールボランティアをはじめとした地域住民との連携の推進

基本施策4－（9）地域特性（小田原のよさ）を生かした学び

① それぞれの学校の特色を生かした学びの推進

各小中学校、幼稚園のグランドデザインをもとに、子どもや教職員、保護者、地域住民の願いを取り入れ、子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支えていく園・学校づくりを推進します。

また、各中学校区においては、幼保・小・中・が連携して合同研究会を実施するなど地域の特性にあった共通の目標や指導方針を設定し、学習指導や生活指導の充実を図ります。

【主な取組】

- 未来へつながる学校づくり推進事業
- 幼保・小・中の連携や、「地域連携ウィーク」や「地域連携デイ」の設定

② 郷土学習の充実

子どもたちが小田原の自然や産業、伝統文化に関心を持ち、社会に主体的に参画しようとする態度や郷土を愛する心情を養います。

児童生徒が学ぶきっかけとなる社会科副読本や理科副読本、郷土読本の内容の充実を図るとともに、小田原に関する写真や統計資料等を、各校に提供します。

【主な取組】

- 副読本の作成と活用

【関連施策】

* 郷土についての学びの推進・・・基本施策1－（1）－③

③ 環境学習・環境活動の推進

市民の環境意識の向上を図るため、将来を担う子どもたちに対する環境学習を行うとともに、市民による環境活動の促進を図ります。

【主な取組】

- 夏休み子ども環境教室
- 出前講座（ごみに関する授業）の実施

④ 福祉教育の充実

小中学校での福祉に関する体験学習等を通じ、地域福祉活動などへの興味関心を醸成します。

【主な取組】

- 小中学校における認知症サポーター養成講座の実施
- 出前講座（高齢者疑似体験、車いす介助法）の実施

- 福祉施設体験学習の実施
- ボランティア講習（車いす介助法、手話の体験等）の実施

⑤ 防災教育の充実

自分で自分の命を守るための思考力・判断力や行動力と、災害時における地域の支援者として行動しようとする意欲や実行力を育てるため、小中学生向けの防災教育用パンフレットを作成します。また、希望する園や学校に対して学校防災アドバイザーを派遣し、児童生徒への防災に関する講話や学校防災計画に対する助言を行います。

【主な取組】

- 防災教育パンフレットの作成・活用
- 学校防災アドバイザーによる指導・助言
- 防災教室の活用周知
- 防災啓発資料の作成・配布

基本施策4—（10）きめ細かな支援教育体制の充実

① 切れ目のない支援体制の充実

様々な問題を抱え、支援を必要とする児童生徒や保護者等を対象に、教育相談を行い、学校、関係機関と連携を図りながら適切な支援を行います。

また、教育相談指導学級や校内支援室の設置、不登校生徒訪問相談員の配置等により、不登校又はその傾向のある児童生徒が、自らの進路を主体的に捉え社会的に自立する力を養います。

【主な取組】

- 教育相談員、心理相談員による教育相談
- 教育相談指導学級、校内支援室の設置
- 校内支援室指導員、不登校生徒訪問相談員の配置

② 個に応じた学びの支援体制の充実

特別支援学級や通常の学級に在籍する様々な課題をもつ児童生徒に対して、学習面や生活面での適切な支援を行うため、個別支援員を配置するほか、ことばの発音や聞こえづらさにより困難を感じたり、集団行動やコミュニケーションが苦手な児童生徒に対して、一人ひとりの課題に応じた指導を行う通級指導教室を運営するなど、支援教育の充実を図ります。

また、外国につながるのある児童生徒が、学校内での良好な人間関係を構築し、学習することができるよう、日本語指導協力者を学校に派遣します。

【主な取組】

- 個別支援員の配置
- ニーズに応じた通級指導教室等の設置
- 支援教育推進会議の開催
- 支援教育相談支援チームの派遣
- インクルーシブ教育の推進

- 日本語指導協力者の派遣

③ 生徒への指導体制の充実

多様化する生徒指導の課題に対応するため、必要とする中学校へ生徒指導員を派遣し、生徒の心に寄り添いながら、その気持ちを受け止め、抱えているストレスを和らげるとともに、より良い学校生活を送ることへ当該生徒が前向きになれるように、教員と協力しながら指導する体制を整備します。

【主な取組】

- 生徒指導員の派遣

基本施策4—(11) 教職員の資質の向上と環境改善

① 教職員研修の充実

OJT の取組として、各校に指導主事を派遣し校内研修を充実させるほか、研修相談員によるパワーアップ研修を実施するなど、教職員一人ひとりの資質を高める研修体制づくりを推進します。

また、教育研究所による教育情報の提供や、教材の収集、教職員からの相談に対する助言等により、学校、教職員を支援します。

さらに、教師としての専門性と人間性を高める場として、「おだわら未来学舎」を開催し、教職員が自主的に学ぶ機会を提供します。

【主な取組】

- 各種教職員研修の実施
- 教育講演会の開催
- おだわら未来学舎の開催

② 教職員の健康対策の推進

教職員が健康な心身の状態を維持し、十分に教育活動に注力できるよう、教職員の定期健康診断やメンタルヘルスチェックの実施、産業医による面接指導、人間ドック受検費用に対する助成等を行います。

【主な取組】

- 定期健康診断の実施
- メンタルヘルスチェックの実施
- 産業医による面接指導の実施
- 人間ドック受検費用に対する助成

③ ICTの活用

教職員の負担軽減を図り、児童生徒の成績等の個人情報適切に管理するため、校務ネットワークシステムの整備及び維持管理を行うとともに、情報セキュリティポリシーに基づいた運用管理を行います。

【主な取組】

- 校務ネットワークシステムの運用

④ 職場環境・働き方の改善

在校等時間管理システムの運用や研修会・諸調査の精選、会議の効率的運営、長期休業期間の閉庁日の導入など、教職員の働き方改革を推進します。

【主な取組】

- 在校等時間管理システムの運用
- 研修会・諸調査の精選
- 会議の効率的運営
- 長期休業中の学校閉庁日の導入

【関連施策】

- * 部活動の支援（部活動の地域移行）・・・基本施策 3－（5）－②

基本施策 4－（12）教育委員会機能の充実

① 総合的な教育行政の推進

教育委員会事務の進捗管理を行うとともに、課題や今後の方向性についての検証を行うため、教育に関する学識経験者の知見を活用して点検・評価を行います。また、教育委員会だけでなく、市長部局も含めて総合的な教育政策について協議・調整を行い、連携強化を図ります。

【主な取組】

- 教育委員会事務の点検・評価の実施
- 総合教育会議の開催

② 教育行政の情報発信

教育現場の現状を深く理解し、その知見を教育行政の向上に生かせるよう、教育委員による現場訪問を実施します。また、教育長の教育行政に対する考え方や、教育委員会の活動状況について、広く市民の方々に伝えるため、様々な媒体を活用し、広報活動の充実を図ります。

【主な取組】

- 教育委員の教育現場訪問
- まごころ通信の発行

③ 危機管理体制の強化

学校現場において、事件・事故等が発生した場合、事件・事故等対応マニュアルに基づき、教育委員会と学校が協調して問題に対応します。

【主な取組】

- 事件・事故等対応マニュアルの運用

基本施策4―(13) あらゆる主体が連携した仕組みの充実

① 地域とともにある学校づくりの推進

学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力し、一体となって子どもの健やかな成長を図るため、学校評議員制度を活用するとともに、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する学校運営協議会の設置を進め、地域とともにある学校づくりを推進します。

【主な取組】

- 学校評議員制度の運用
- 学校運営協議会の設置
- 学校評価の実施

② 地域の教育力の活用

子どもたちの健やかな成長を願い、学校と市民が一体となって地域に根ざした教育活動を実践するため、小田原市学校支援地域本部を設置し、各中学校区で学校を支援する教育活動を推進します。各園、各小中学校にはスクールボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動を推進しながら、学校を支援する体制を整備します。

【主な取組】

- 学校支援地域本部の運営
- スクールボランティアコーディネーターの配置

基本施策4―(14) 子どもの居場所づくりの推進

① 子どもの居場所づくりの推進

子ども食堂や冒険遊び場など、多様な形で子どもの居場所の設定や運営の支援を行います。

また、新たな指導者の養成も行うなど見守る大人を増やし、現在、失われつつある地域の大人が子どもを見守り育てて行く場所づくりを推進します。

【主な取組】

- 子どもの居場所づくり事業（子ども食堂型・居場所型）
- 情報発信支援事業
- 冒険遊び場づくり
- 放課後こども教室推進事業

5 学びの環境整備

未来にとって望ましい教育環境の在り方について地域と共有しながら、誰もが安心して学べる良好な教育環境の整備を進めます。

- 多様な学習機会の提供など生涯学習社会の実現のため、一人ひとりが生涯を通して学ぶことのできる環境の整備・充実に努めます。
- 学校施設が地域コミュニティの活動の場や災害時の避難所としての役割も果たす重要な施設でもあることから、適切に維持管理していくとともに、学校生活や登下校中などにおける子どもたちの安全確保のため、家庭や地域社会と連携した取組を進めていきます。
- 子どもたちの未来にとっての望ましい教育環境づくりを目指し、新しい学校づくりに取り組むほか、時代の変化に対応した質の高い教育を実現するため、幼保小中、中高、高大一貫教育など常に新たな視点で教育の在り方を見直していきます。

基本施策		重点方針
(1) 生涯学習における学びの場の提供	① 文化・スポーツ施設の充実	
(2) 学校施設の地域利用	① 学校施設の地域利用	
	② 広域避難所の運営	
(3) 学習環境整備	① 学校施設の計画的な整備	
(4) 学校安全の充実	① 通学路の安全確保	
	② 安全・防犯教育の充実	
(5) 望ましい学習環境の検討推進	① 新しい学校づくりの推進	

基本施策5―（1）生涯学習における学びの場の提供

① 文化・スポーツ施設の充実

小田原三の丸ホールを、文化・芸術活動の推進やまちの賑わいに資するような施設として運営します。また、他の文化・スポーツ施設では、老朽化対策を行うなど利用者サービスの向上を図り、生涯学習・スポーツの振興を支える環境を整備します。

【主な取組】

- 小田原三の丸ホールの管理運営
- スポーツ施設の管理運営

基本施策5―（2）学校施設の地域利用

① 学校施設の地域利用

地域とともにある学校として、空き教室等を有効活用して、学校施設の地域利用が図られるよう整備を進めます。

【主な取組】

- 空き教室を地域開放「プラザ」または「地域コミュニティ」活動拠点として整備
- 空き教室等を有効活用した地域開放室の整備

② 広域避難所の運営

地震、台風、大雨等の災害時の広域避難所運営に協力するとともに、広域避難所としての機能を踏まえた施設整備を進めます。

【主な取組】

- 屋内運動場の照明落下防止対策とLED化の推進
- 学校施設への空調整備と停電時運転可能な空調機器の一部導入

基本施策5―（3）学習環境整備

① 学校施設の計画的な整備

学習・生活環境の向上のため、令和2年12月に策定した「小田原市学校施設中長期整備計画」に基づき、学校施設の計画的な整備を進めます。

【主な取組】

- 特別教室への空調設置
- 校舎・屋内運動場の照明LED化
- 屋上防水、外壁改修、教室等の床改修
- トイレを含む給排水設備の改修

基本施策5―（4）学校安全の充実

① 通学路の安全確保

小田原市通学路交通安全推進会議で策定した小田原市通学路交通安全プログラムに基づき、各学校で通学路の安全性の向上を図っています。

また、児童の登下校の状況等を保護者にメール等で通知するシステム（登下校見守りシステム（仮））を導入し、児童生徒の登下校時の安全を確保します。

【主な取組】

- 位置情報サービス等を活用した、登下校見守りシステム（仮）の導入

② 安全・防犯教育の充実

交通安全意識の向上を図るため、幼稚園、保育所、小学校等において交通教室をするとともに、小中学生を対象とした交通安全ポスターコンクールを実施します。

【主な取組】

- 交通安全教育指導員による幼稚園、保育所、小学校等における交通教室の開催
- 小中学生を対象とした交通安全ポスターコンクールの実施

基本施策5—（5）望ましい学習環境の検討推進

① 新しい学校づくりの推進

「10年後の新しい学校」を主題に、市民との課題共有や合意形成を行いながら、子どもたちにとって望ましい教育環境の基本的な考え方を示す「新しい学校づくり推進基本方針」、具体的な配置計画や整備手法等を示す「（仮称）新しい学校づくり推進基本計画」、「（仮称）新しい学校づくり施設整備指針」を策定し、学校施設の最適化と改築・長寿命化改修を円滑に進めます。

【主な取組】

- 新しい学校づくり検討委員会（附属機関）の運営
- 「新しい学校づくり推進基本方針」、「（仮称）新しい学校づくり推進基本計画」、「（仮称）新しい学校づくり施設整備指針」の検討・策定

Ⅷ 計画の推進にあたって

1 進行管理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づく、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を活用し事業の実施状況や内容の確認・改善を図ります。

また、変化する社会情勢や本計画の進捗状況からみる現状・課題等を踏まえ、本計画の基本理念や本市がめざす教育目標をより効果的に推進するため、適宜本計画の見直しを行います。

2 成果指標

本計画の期間（令和 5 ～ 9 年度）において達成すべき具体的な指標を設定し、計画の着実な推進を図ります。成果指標については、社会教育、家庭教育支援、幼児教育・保育、学校教育・地域とともにある学校、学びの環境整備の 5 項目から、社会力の育成に寄与する「学ぶ力」、「豊かな心」、「健やかな体」、「関わる力」に係る指標を設定していきます。

※成果指標については、今後実施する調査等を踏まえ、適宜見直しを行います。